

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和8年4月16日

山口県知事 村岡 嗣政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

(1) 業務名

若者活用空き家対策モデル事業運営業務

(2) 業務内容

若者活用空き家対策モデル事業運営業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、デザイン企画について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (4) この手続の開始の日から令和8年5月13日（水）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 応募要項の配布

- (1) 場所 山口県土木建築部住宅課ホームページ
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/135/>
- (2) 日時 令和8年4月16日（木）午前9時から
令和8年4月28日（火）午後5時まで

4 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参、郵送、電子メール又はFAXにて提出すること。なお、電子メール又はFAXで提出する場合は、発信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

(2) 提出場所

山口県土木建築部住宅課

(3) 受領期限

令和8年4月28日（火）午後5時まで（必着）

5 提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

(2) 提出場所

山口県土木建築部住宅課

(3) 受領期限

令和8年5月13日（水）午後5時まで（必着）

6 審査

審査は、若者活用空き家対策モデル事業運営業務に係る委託契約検討審査委員会において、審査基準に基づき実施する。

7 その他

(1) この手続の開始後に、2（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年4月23日（木）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(2) (1)により申請書を提出した者は、4（3）の期限までに2（2）に掲げる格付けが未了であっても、参加表明書を提出することができる。ただし、5（3）までに格付けがされない場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(3) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(4) 詳細については、山口県土木建築部住宅課（電話 083-933-3883）に問い合わせること。